

立候補の届出について

(公示日 1月 27 日—選挙期日 2月 8 日想定)

1 立候補の届出について

(1) 立候補の届出の種類

① 政党届出

候補者届出書（政党届出用）

各種添付書類 1 (4) を参照

供託者は候補者届出政党

② 本人届出

候補者届出書（本人届出用）

各種添付書類 1 (4) を参照

供託者は候補者自身

(2) 立候補届出の受付期間及び受付場所

① 受付期間

選挙期日の公示日（1月 27 日（火））の 1 日間

時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間

② 受付場所

福岡県庁 3 階 講堂（ただし、午前 11 時からは、県庁 9 階選挙管理委員会室）

※ 1月 27 日午前 8 時 30 分までに必要書類の揃った届出者が 2 人以上到着している場合は、くじを行い、受付順位を決定する。

(3) 候補者届出書の記載要領

【政党届出・本人届出共通】

① 候補者氏名

戸籍簿に記載された氏名（本名）を楷書で明確に記載し、ふりがなをつけること。

※ ただし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出ることは差し支えない。

（例）濱→浜、澤→沢、國→国、高→高

※ 通称認定の申請を行う場合も、候補者氏名欄は、戸籍記載の氏名を記載すること。

② 本籍

県名から記載し、戸籍の抄本又は謄本と一致すること。

③ 住所

県名から記載し、住民票及び供託書の住所（本人届出の場合のみ）と一致すること（正確に記入し、省略しないこと。）。

④ 生年月日

戸籍簿の記載と一致すること。

満年齢は、選挙期日（2月 8 日）現在において算定し、記載すること。

⑤ 職業

職業は、現在生計を維持するものを記載すること。「前議員」「元議員」等は、職業ではないので注意すること。

衆議院議員との兼職を禁止されている職（○○議会議員等）にある場合は、職業欄

には記載せず、「衆議院議員と兼ねることができない職にある者はその職名」欄にその職名を具体的に記入すること。この場合、職業欄には兼職を禁止されている職以外で生計を維持するものがあれば記載し、なければ「無職」と記載すること。

⑥ 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

届け出られたウェブサイト等のアドレスについては、県の選挙管理委員会(以下「選管」という。)で告示するので、ブロック体で正確に記載すること。

(例) 数字の「0」とアルファベットの「o」、数字の「1」とアルファベットの「1」、数字の「9」とアルファベットの「q」

⑦ 候補者等の署名又は記名押印

代理人が提出する際には、候補者届出政党の代表者の印(政党届出の場合)及び候補者の印(認印で可)を持参すること。候補者届出書に候補者等の印がない場合、候補者等と代理人との間の委任関係を確認する資料(委任状等)の提示が必要となること。

- ※ 政党届出の場合には、上記に加えて、政党の①名称、②本部の所在地、③代表者の氏名、④一のウェブサイト等のアドレス及び⑤重複立候補にあってはその旨(「衆議院名簿登載者(としようとする者)」欄に「該当」と記載)を記載すること。
- ※ 政党届出の場合であって、公職選挙法第86条第5項ただし書の規定により、下記(4)の①又は②(2号要件該当の場合)の添付を省略する場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
 - ・ 1号要件該当(国会議員5人以上)の場合
「綱領の添付について省略」
 - ・ 2号要件該当(得票数2%以上)の場合
「綱領及び候補者届出要件該当確認書の添付について省略」

(4) 候補者届出書の添付書類

【政党届出の場合】 (②～⑥の様式は県ホームページに掲載)

- ① 綱領、党則、規約等文書
- ② 候補者届出要件該当確認書(1号要件又は2号要件)
- ③ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
- ④ 候補者となることの同意書
- ⑤ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- ⑥ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
- ⑦ 供託証明書(事前に法務局へ供託すること(供託金額300万円)。)
- ⑧ 候補者の戸籍の抄本又は謄本
- ⑨ 候補者の住民票
- ※ ①及び②について、1号要件該当の場合にあっては①の添付を省略でき、2号要件該当の場合にあっては①及び②の添付を省略できる。
- ※ 政党等の代表者及び候補者の印鑑は、すべての書類に同じものを使用すること。
なお、当該印鑑は代理人が提出する場合、届出書類等の事前審査及び立候補届出当日に必ず持参すること。

【本人届出の場合】 (①～③の様式は県ホームページに掲載)

- ① 候補者となることができない者でない旨の宣誓書
 - ② 団体所属に関する文書
 - ③ 団体所属証明書
 - ④ 供託証明書（事前に法務局へ供託すること（供託金額300万円）。）
 - ⑤ 候補者の戸籍の抄本又は謄本
 - ⑥ 候補者の住民票
- ※ 候補者の印鑑は、すべての書類に同じものを使用すること。
なお、当該印鑑は代理人が提出する場合、届出書類等の事前審査及び立候補届出当日に必ず持参すること。
- ※ ②及び③は、団体所属の場合のみ必要となる。

(5) 通称認定申請書

次のア～カに通称（仮名書きの場合を含む。）を使用したい場合は、候補者届出書に添えて通称認定申請書（諸用紙綴）を提出すること。

- ア 立候補届出の告示、イ 新聞広告、ウ 政見放送（候補者届出政党のみ）、
エ 経歴放送、オ 選挙公報、カ 氏名等の掲示

なお、通称が認定された場合には、上記ア～カは認定された通称以外の名前を使用することはできない。

また、希望する場合は当選の告示及び当選証書に、本名を記載した上で、通称又は旧姓を付記することができる。

① 申請者

政党届出の場合は候補者届出政党、その他の場合は候補者

② 申請書

「通称認定申請書」（候補者届出政党の通称認定申請には、候補者本人の承諾書が必要。）

③ 資料の提示

本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足りる資料を提示（漢字に代えて仮名書きの使用を申請する場合及び旧姓使用を申請する場合は不要）。

(6) 諸届書類

① 種類

ア 選挙事務所の設置届及び異動届（県選管提出分）

イ 出納責任者の選任届及び異動届

ウ 選挙立会人となるべき者の届出書

※ 報酬等の支払いに必要なため、事前審査時に次の書類を持参してください。

- ・選挙立会人の振込先通帳の写し（金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名、カナがわかるもの）

- ・「個人番号の提供及び本人確認書類の提示について」

※ 選挙立会人の個人番号確認書類（マイナンバーカードの写し等）を添付

- ・「選挙立会人の選挙会会場への交通経路・交通費について」

エ 報酬を支給する者の届出書（候補者のみ）

② 受付場所

福岡県庁3階 講堂

ただし、公示日（1月27日）の午前11時以降は、県庁9階選挙管理委員会室

(7) 公営物資及び証明書類の交付

【候補者に対して】

立候補の届出が受理されたら、受付係で公営物資及び証明書類を、ビラ証紙等交付係で選挙運動用ビラ証紙を交付する。

- ※ 当日配付する交付物資一覧表と照合し確認の上、受領すること。
- ※ 公営物資、証明書類及び証紙は、紛失・破損等のないよう保管し、使用を厳格にすること。

〈7つ道具〉

| | |
|-----------------|------|
| ① 選挙事務所用標札 | 1 枚 |
| ② 選挙運動用自動車・船舶表示 | 1 枚 |
| ③ 拡声機用表示 | 1 枚 |
| ④ 街頭演説用標旗 | 1 枚 |
| ⑤ 乗車・乗船用腕章 | 4 枚 |
| ⑥ 街頭演説用腕章 | 11 枚 |
| ⑦ 個人演説会用看板表示 | 5 枚 |

〈証明書類〉

| | |
|-----------------------|-------|
| ① 候補者用各種証明書 | 1 冊 |
| 内訳 (候補者用通常葉書使用証明書 | 1 枚) |
| (新聞広告掲載証明書 | 5 枚) |
| (公職の候補者旅客運賃後払証 | 15 枚) |
| ② 選挙運動用通常葉書差出票 (70 枚) | 1 冊 |

【候補者届出政党に対して】

立候補の届出が受理されたら、ビラ証紙等交付係で、候補者への交付に引き続き、公営物資、証明書類並びにビラ証紙及びポスター証紙を交付する。

- ※ 当日配付する交付物資一覧表と照合し確認の上、受領すること。
- ※ 自動車・拡声機用表示及び新聞広告掲載証明書については、政党物資係で、各届出政党の責任者に交付する。

(8) 立候補届出関係書類等の事前審査

立候補受付当日の事務を円滑に行うため、届出書類等の審査を事前に行う。

- ① 期間
 1月 20 日 (火) ~ 1月 23 日 (金)
- ② 場所
 福岡県庁 選挙管理委員会室 (9 階南側)
- ③ 注意事項
 (6)諸届、選挙運動用ビラ・ポスター、経歴放送用経歴書、選挙公報掲載申請書・選挙公報原稿等及び選挙公営関係物資も事前審査の対象となること。

事前審査及び立候補届出の当日は、代理人が提出する場合は必ず、立候補届出関係書類に押した印鑑を持参すること。

- ※ 代理人が持参する場合、事前審査時に委任状を提示し、併せて運転免許証、健康保険証等の公的証明書を提示(コピーは不要)すること(委任状は次頁記載例参照)。

<委任状（様式例）>

【政党届出の場合】

委 任 状

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年2月8日に行われる予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各種届出に関する一切の事務を委任します。

令和8年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本 部 の 所 在 地

代表者の署名又は記名押印

【本人届出の場合】

委 任 状

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年2月8日に行われる予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各種届出に関する一切の事務を委任します。

令和8年 月 日

候補者等の住所

候補者等の署名又は記名押印

2 その他

(1) 開票立会人

開票立会人を届け出る場合は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で、開票立会人となるべき者の承諾書が必要である。

開票立会人となるべき者の届出書を各市区町村の選管に提出すること。

(2) 選挙立会人

① 届出について

選挙期日の3日前（2月5日（木））までに県選管に届出をすることができるが、報酬等の支払いの都合上、できる限り立候補届出と同時に提出すること。

なお、選挙会は2月11日（水・祝）に開催する（開催場所及び時間は下記2(4)参照）。

届け出た者は必ず出席するものであること（日時・場所等については、別途、県選管から選挙立会人に通知する。）。

② 選挙立会人への報酬・費用弁償（交通費）の支払いについて

交通費の支払いに必要なため、事前審査時に、自宅から選挙会会場までの公共交通機関による来場方法を確認する。選挙立会人の使用する公共交通機関（乗車駅、乗車バス停及び所要運賃）について、「選挙立会人の選挙会会場への交通経路・交通費について」に記入し提出すること。

(3) 当選証書付与

付与日時 令和8年2月11日（水・祝）選挙会終了後

(4) 選挙会の会場等について

| 選挙区 | 場所 | 時間 |
|----------|----------|-------|
| 福岡県第1区 | 講堂（県庁3階） | 午前11時 |
| 福岡県第2区 | 講堂（県庁3階） | 午後1時 |
| 福岡県第3区 | 講堂（県庁3階） | 午前11時 |
| 福岡県第4区 | 講堂（県庁3階） | 午後1時 |
| 福岡県第5区 | 講堂（県庁3階） | 午後2時 |
| 福岡県第6区 | 講堂（県庁3階） | 午前11時 |
| 福岡県第7区 | 講堂（県庁3階） | 午後1時 |
| 福岡県第8区 | 講堂（県庁3階） | 午後2時 |
| 福岡県第9区 | 講堂（県庁3階） | 午前11時 |
| 福岡県第10区 | 講堂（県庁3階） | 午後1時 |
| 福岡県第11区 | 講堂（県庁3階） | 午後2時 |
| (比例)選挙分会 | 講堂（県庁3階） | 午後2時 |
| (国審)審査分会 | 講堂（県庁3階） | 午後3時 |